## 一般国道 468 号(首都圈中央連絡自動車道)(厚木市金田区間)高架下等利用計画

#### 1 計画概要

本件は、一般国道 468 号(首都圏中央連絡自動車道)の厚木市金田区間の約 1.0km について、高架下利用計画を策定する ものである。

#### 2 土地利用の特徴

一般国道 468 号(首都圏中央連絡自動車道)(厚木市金田区間)は、厚木市の東部を南北に縦断している。当該高速道路は、平成 25 年 3 月に海老名インターチェンジから相模原愛川インターチェンジ間が開通した。

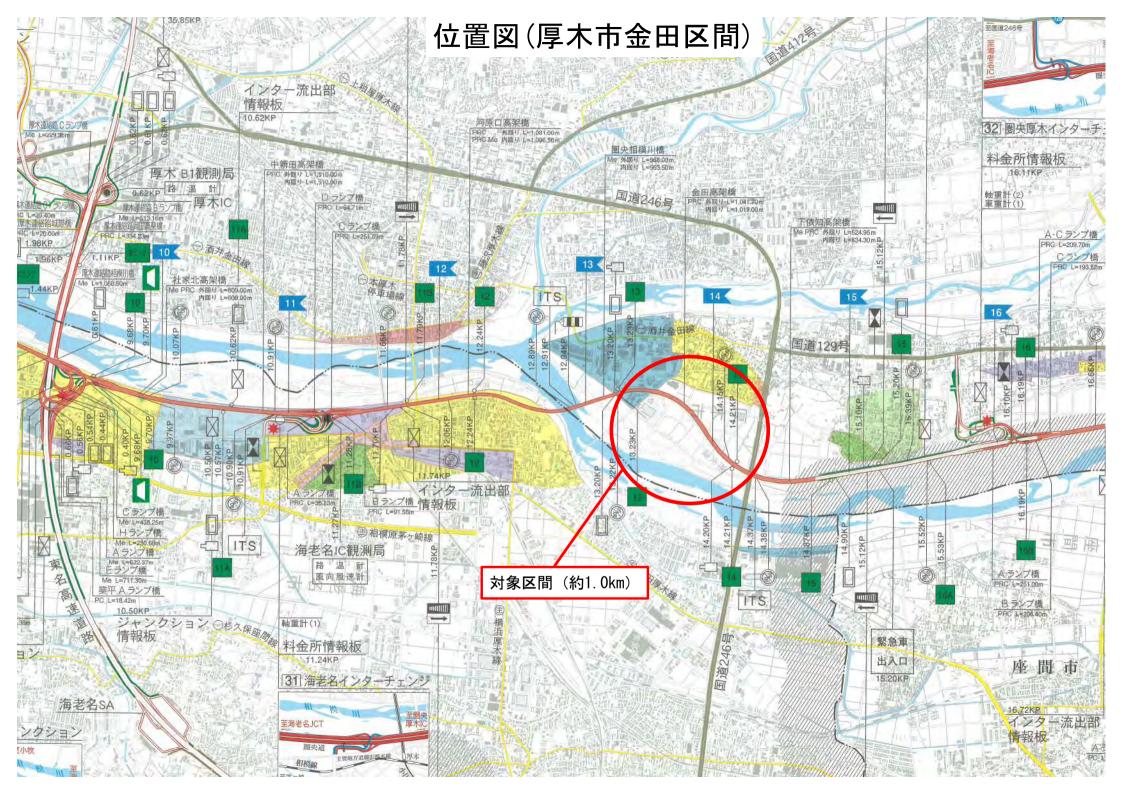
厚木市東部に位置する当該高架下及び近傍における都市計画用途地域は、工業専用地域及び市街化調整区域に指定されている。周辺の土地利用状況は用途地域に応じ工場や畑となっている。交通面では、小田急線本厚木駅から北へ直線距離約2.5kmに位置している。

また、当該高架下区間と交差する主な道路としては、国道246号線が整備されている。

### 3 利用計画

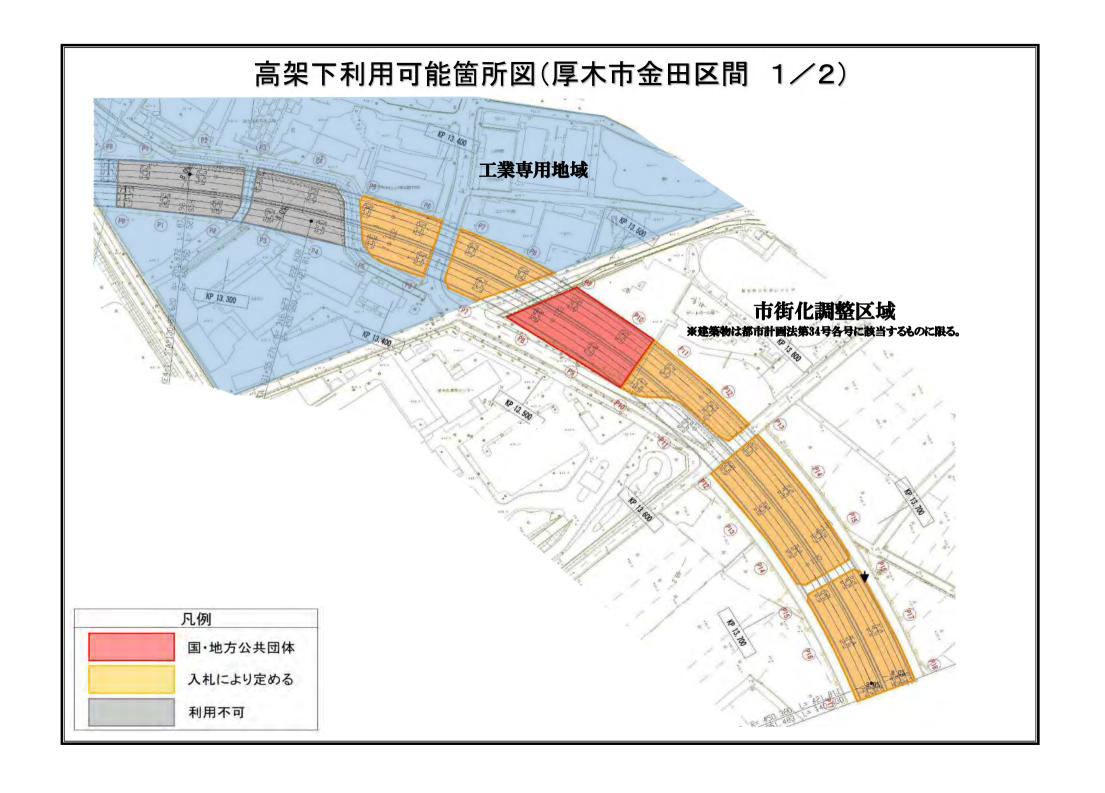
- (1) 高架下利用部分の選定 利用可能箇所図のとおり
- (2) 利用用途の決定 別表のとおり

区間名	高架橋名 (延長m)	対象地面積	用途地域等	周辺土地利用状況	前面道路幅員 (舗装道路)	最寄駅 最 寄 駅 直線距離		建蔽率/容積率	占用主体	利用用途	利用用途設定理由	
厚木市金田	金田高架橋 (約1,041m)	約2,100㎡	工業専用地域	工業用地	①2.89m(市道) ②11.15m(市道)	小田急線 本厚木駅 2,200m		60%/200%	入札により定める	自動車駐車場、自動 二輪駐車場、自転車 駐車場、事務所、店 舗、倉庫、資材置場	都市計画の用途地域が工業専用地域であることから、当該箇所の土地利用としては、自動車駐車場、自動二輪駐車場、自転車駐車場、事務所、店舗、倉庫、資材置場等が考えられる。また、店舗等の建築に際しては、工業専用地域における用途制限がある。今後の周辺土地利用状況等を踏まえ、左記のとおり利用用途を定めるものである。	
		約2,200㎡	市街化調整区域	農地 住宅地 資材置場	①5.50m (市道) ②15.99m (市道)	小田急線 本厚木駅	2,700m	-	国又は地方公共団体	自動車駐車場、自動 二輪駐車場、自転車 駐車場、資材置場	都市計画の用途地域が市街化調整区域であることから、 当該箇所の土地利場としては、自動車駐車場、自動二輪駐 車場、自転車駐車場、資材置場等が考えられる。なお、当 該箇所については、厚木市より駐車場として当該箇所を利 用したいとの要望がある。今後の周辺土地利用状況等を踏 まえ、左記のとおり利用用途を定めるものである。	
		<b>≱</b> 920,000 m²	市街化調整区域	農地 住宅地 資材置場	①5.42m(市道) ②4.92m(市道) ③4.12m(市道) ④5.10m(市道)	小田急線 本厚木駅	2,700m	-	入札により定める	自動車駐車場、自動 二輪駐車場、自転車 駐車場、資材置場	都市計画の用途地域が市街化調整区域であることから、 当該箇所の土地利用としては、自動車駐車場、自動二輪駐 車場、自転車駐車場、資材置場等が考えられる。今後の周 辺土地利用状況等を踏まえ、左記のとおり利用用途を定め るものである。	



# 都市計画図 (厚木市金田区間)

区域区分	_	市街化区域・市街化	:調整[	区域界	1		HI COLOR	沙田		
		第一種低層住居専 用地域		第一種中高層住居 専用地域						們
		第二種中高層住居 専用地域		第一種住居地域	7	THE REAL PROPERTY.	解表数	外能多過去	7	
用途地域		第二種住居地域		準住居地域	1	10000000000000000000000000000000000000		全面		F
		近隣商業地域		商業地域		1900年	中原數	福 地位		新
		準工業地域		工業地域	17	(国) 英语"L		El Person		
		工業専用地域		容積率建ペい率記号	/	12864	等有性數		対象区間	100
防火・準防火 地域		防火地域		準防火地域						
		高度利用地区		特別業務地区	/		別与の中華の	/ 1000	1 /	
その他の地域 地区	13	特別緑地保全地区		生産緑地地区			居。为潜		NT THE	
عوت		駐車場整備地区				<b>原</b> 恒温	OR THE	-3/7	河内下	1
如士弘高林生		道路		公園・緑地	4		Man 制 三			新
都市計画施設	8.00	その他の都市施設					TUE PA		THE TO	and le
地区計画等	2	地区計画区域		再開発等促進区	15 E	国 建		VEL E	原本市	
市街地開発事 業		土地区画整理事業 区域	E.3	市街地再開発事業 区域	N			THE TOTAL PROPERTY.		
促進区域	[_]	土地区画整理促進 区域	E.3	市街地再開発促進 区域	1	福文十十 拉爾	E HEL	金田	I dur	4.



# 高架下利用可能箇所図(厚木市金田区間 2/2) STA -136+14.00 市街化調整区域 ※建築物は都市計画法第34号各号に該当するものに限る。 KP 14, 200 STA 136+14.00 KP 14:100 凡例 国·地方公共団体 入札により定める 利用不可